

令和 6 年度ボランティア活動助成 概要

宝塚ボランティアプラザ zukavo（以下、zukavo という）登録グループに対し、助成をすることでボランティア活動の活性化を図ることを目的とする。

グループ基本助成	活動活性費助成	スタートアップ助成
1.目的		
グループが安定した活動を維持できるように、グループの通常活動に必要な経費の一部を助成する。	宝塚市社会福祉協議会の第7次地域福祉推進計画の内容に沿った活動・事業を行うグループへ必要な経費を助成する。	令和6年度内に新たに立ち上げたグループに対し、グループ運営のために必要な経費を助成する。
2.対象		
zukavo に登録しており、宝塚市内全域を対象に活動しているグループで、事前にエントリーを行ったグループ	zukavo 登録グループ	zukavo に登録しており、令和6年度内に立ち上げたグループ
*宝塚市社会福祉協議会実施の「ふれあいいいききサロン支援助成事業」、「子育て支援活動サポート事業」または「当事者グループ立ち上げ助成」を申し込む場合には、当助成を受けることはできません。		
3.助成額		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基準額※</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">前々年度に直接対象者</div> と関わった活動者の延べ人数の金額以内（1,000円未満切り捨て、下限5,000円、上限100,000円） ※本年度予算 ÷ 前々年度の直接対象者と関わった活動者の延べ人数	1グループ年間300,000円以内 で配分委員会が認めた額	1グループ上限30,000円
5.助成対象外経費		
飲食費、委託事業費、負担金、会員への謝金、団体の構成員のみを対象とする研修会等の謝金、人件費、会員1人5,000円/泊を超える宿泊費、講師1人10,000円/泊を超える宿泊費 *活動活性費は兵庫ボランティア・市民活動災害共済掛金、通常活動の交通費は対象になりません。また、助成金を次年度に繰越または積み立てることはできません。		
6.申込み		
(1) 提出書類 ・ 所定の申込書 ・ グループ年間収支予算書 ・ 通帳コピー (2) 申請期間 <u>4月1日～4月20日</u>	(1) 提出書類 ・ 所定の申込書 ・ グループ年間収支予算書 ・ 通帳コピー ・ チラシや資料等の添付書類 ・ 見積書（備品購入時は必須） (2) 申請期間 <u>4月1日～4月20日</u>	(1) 提出書類 ・ 所定の申込書 ・ グループ年間収支予算書 ・ 通帳コピー (2) 申請期間 <u>4月1日～12月13日</u>

7.助成の決定・振込		
<p>(1) 助成金配分委員会の定めた基準に従って、zukavo が内容を確認して決定し、助成金配分委員会に報告します。</p> <p>(2) 決定日：5月16日（木） 振込日：5月23日（木）</p>	<p>(1) 助成金配分委員会が内容を審査し、決定します。</p> <p>(2) 決定日：5月31日（金） 振込日：6月13日（木）</p>	<p>(1) 助成金配分委員会の定めた基準に従って、zukavo が内容を確認して決定し、助成金配分委員会に報告します。</p> <p>(2) 6月末・9月末・12月13日に締切 決定日：締め切り日の翌月中旬 振込日：締め切り日の翌月下旬</p>
8.報告		
<p>(1) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の報告書 ・グループ年間収支報告書 ・領収書・レシートなどの証拠書類（助成金額以上の原本） <p>(2) 提出期間 <u>2025年3月1日～4月11日</u></p>	<p>(1) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の報告書 ・グループ年間収支報告書 ・領収書・レシートなどの証拠書類（助成金額以上の原本） ・成果が分かる資料 <p>(2) 提出期間 <u>2025年3月1日～4月11日</u></p>	<p>(1) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の報告書 ・グループ年間収支報告書 ・領収書・レシートなどの証拠書類（助成金額以上の原本） <p>(2) 提出期間 <u>2025年3月1日～4月11日</u></p>
9.助成金の返還		
<p>次のような場合には、助成金の一部または全額を返還していただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 助成金を目的外に使用するなど、不正・不当な使い方をしたとき (2) 虚偽の申込みにより、助成金給付を受けたとき (3) グループの解散および活動休止などにより、助成金が必要でなくなったとき (4) 助成額以上の領収証・レシートなどの証拠書類が提出できないとき (5) その他配分委員会が特に必要と認めたとき <p>*万が一、申込内容に不明な点があれば、詳細を確認させていただく場合がございます。</p>		
10.その他		
<p>活動活性費助成を受けたグループには実績報告会での報告をお願いすることがあります。</p> <p>また、活動活性費助成の申請書類は助成金配分委員会の傍聴者も閲覧します。</p>		